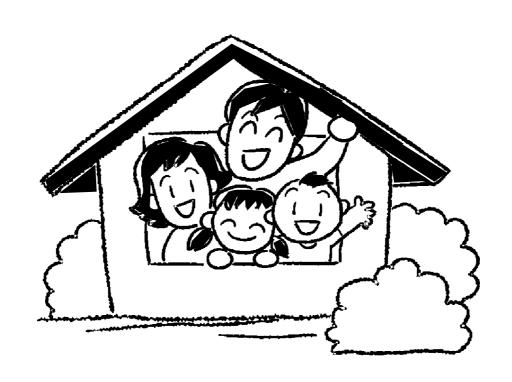
# 西条市次世代育成支援対策推進行動計画 子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して (概要版)



平成 17 年 3 月

西 条 市

### 策定の趣旨

近年、急速な少子化や地域連帯意識の希薄化、情報化の進展、女性の社会進出等、子ども を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような中、次世代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域の子育て力を高めることにより、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、これまで以上に必要とされています。

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」は、この次世代育成支援に関して、地方公共団体及び企業に対して、今後 10 年間にわたって集中的・計画的な取組を促進することを求めています。

この法律では、地方公共団体及び企業は「行動計画」を策定することを求められています。 本市では本計画を策定するに当たり、安心して子育てができるよう、また、子どもが伸び伸 びと子育ちできるよう、様々な支援をしていくことを念頭に置き、活力あるまちづくりを進 めていきます。

また、本市では、平成 16 年 11 月 1 日、西条市、東予市、丹原町、小松町が合併し、新しい西条市としてスタートしました。本計画は、上記の国の施策の流れにあわせ、新市としての最初の子育て・子育ち支援に関する計画として策定します。

### 計画の性格・位置付け

本計画は、この次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

さらに、これまでの本市における取組の継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・ 一体的に進めるために、「新市建設計画」等と整合性を持ったものとして定めます。

### 計画の期間

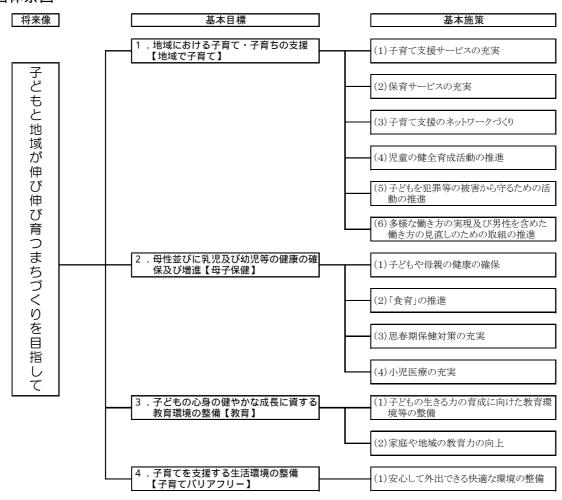
次世代育成支援対策推進法では、市町村が定める行動計画の期間は平成 17 年度から 5 年間を前期計画とし、前期計画に関する必要な検証を平成 21 年度に行ったうえで、平成 22 年度から 5 年間の後期計画を策定します。

### 子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

国の行動計画策定指針では、子育てと仕事の両立支援の観点に基づく保育に関する施策を中心にするだけでなく、社会全体が一体となって、男女共同参画、地域福祉、社会保障、子どもの社会性の向上・自立の促進といった視点で「子どもがいきいきと育つ社会」、「市民それぞれが多様な生き方を選択できる社会」の実現を図ることが大切となっています。

そこで西条市次世代育成支援対策推進行動計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、合併後の新しい西条市において、すべての市民がこころ豊かに夢を持って子育て・子育ちをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めます。

#### 計画体系図



### 基本目標・基本施策

#### 基本目標1.地域における子育て・子育ちの支援【地域で子育て】

「地域全体が子育て・子育ちを担う」という意識のもと、地域の資源を活かしながらすべ ての子育て・子育ちを支えていくための取組を推進します。

また、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する児童虐待やいじめなど の問題への対策、子どもを犯罪等の危険から守る取組、障害を持つ子どもとその保護者及び ひとり親家庭に対する生活面での支援など、きめ細やかな取組を推進します。

さらに、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立が大きな課題となっていることから、労 働者が男女を問わず、育児休業を取得しやすく、また、子育てしながら働きやすい職場環境 の整備を促進します。

#### (1)子育て支援サービスの充実

- ・地域子育て支援センター事業の推進
- ・児童館等管理運営事業の推進
- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施[新規]
- ・つどいの広場事業の実施[新規]
- ・読み聞かせ事業の推進

- ・経済的な支援の取組
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・障害児施策の推進
  - ・幼保一元化への取組
  - ・子育て・子育ち等に関する啓発事業の推進

#### (2)保育サービスの充実

・保育所における保育サービスの推進

(通常保育事業、延長保育事業、一時保育事業、 障害児保育事業、地域活動事業、

特定保育事業[新規]、休日保育事業[新規])

- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進
- ・放課後児童クラブ事業の推進
  - ・幼稚園における預かり保育の実施
- ・苦情処理体制の充実
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・施設型)の推進

#### (3)子育て支援のネットワークづくり

- ・地域組織活動(ともしび母親クラブ)事業の推進・子育てマップ等の作成[新規]
- ・全市的な要保護児童対策地域協議会の構築
- ・保育サービスネットワークの構築[新規]

#### (4)児童の健全育成活動の推進

- ・VYS活動支援事業の推進
- ・青少年育成センター事業の推進
- ・心の教室相談員事業の推進
- ・家庭児童相談員の配置

#### (5)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・子どもを対象とした防犯指導の推進
- ・「まもるくんの家」設置事業の推進
- ・警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実 ・交通安全教室の開催

・防犯機器等の整備

・いじめ・不登校対策の充実

#### (6)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しのための取組の推進

・働き方の意識啓発の推進

・育児休業等の啓発活動の推進

#### 基本目標2.母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

家庭や地域の養育機能が低下している中で、子育ての悩みや不安を解消し、安心して子育 てができる母子保健事業の推進を図ります。

また、食生活は、身体の健康だけでなく、心の健全な成長にも深く関わっていることから、 食を通じて子どもの健やかな心と身体が育めるよう、食に関する学習機会や情報の提供を進 めます。

思春期は、人間の一生の中で、身体面及び精神面における発達が著しく、この時期の心身 の健全な成長や豊かな生活体験が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、 心身の健康づくりを支援する思春期保健対策を推進します。

加えて、関係機関との連携のもと、小児医療体制の充実に努めます。

#### (1)子どもや母親の健康の確保

- ・母子保健推進体制の構築
- ・母子健康手帳の交付
- ・育児支援家庭訪問事業[新規]
- ・健診事業の推進
- ・両親学級事業の推進
- 育児相談事業の推進

- 不妊治療相談事業の推進
- ・訪問指導事業の推進
- ・乳幼児の病気・事故の予防対策の推進
- 予防接種事業の推進
- ・フォロー教室の推進

#### (2)「食育」の推進

- ・健康教育事業における食育の推進 ・保育所における食育の推進
- ・親子で学ぶ食育の推進
- ・学校教育における食育の推進

#### (3)思春期保健対策の充実

- ・思春期保健対策の推進
- ・次代の親づくりの推進

#### (4)小児医療の推進

・地域医療体制の充実

#### 基本目標3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

学校教育では、子どもの豊かな人間性と社会性を育み、「生きる力」を身につけられるよう にするため、家庭や地域社会の連携を図りながら、魅力あるきめ細やかな教育を進めます。

また、保護者が自信を持って子育てに取り組めるよう、育児やしつけ、健康管理など子育 てに関する学習や相談、情報提供体制の充実に努めます。

地域においては、人・歴史・文化・自然といった西条市特有の資源を活用し、子どもたち が個性豊かに元気に成長できる環境づくりを進めます。

#### (1)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ・「確かな学力」と「豊かな心」の育成
- ・福祉教育の推進
- ・環境教育の推進
- ・情報教育の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・人権教育の推進
- ・心身の健康づくりの推進

- ・地域に開かれた学校づくりの推進
- 特別支援教育(障害児教育)の推進
- ・学校施設の整備
- ・学校評議員活動の充実
- ・幼児教育の推進
- ・教職員研修の実施

#### (2)家庭や地域の教育力の向上

- ・子育て学習等の講座の開催
- ・園・学校を通じた家庭教育の推進
- ・親子のふれあいの促進
- ・園庭(校庭)などの開放による子育て支援の充実
- ・地域住民による子育て支援

- ・三世代が交流する事業の推進
- ・郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実
- ・ブックスタート事業の推進
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進

#### 基本目標4.子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】

居住環境が子育てに大きな影響をもたらすことから、公園など公共空間の確保や、道路や 施設のバリアフリー化など、子育てバリアフリーの推進を図り、親や子どもが安全に安心し て外出できる環境整備を進めます。

また、ゆとりあふれる子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくことが できるよう、本市が有する豊かな水資源をはじめとした自然を活かした快適な環境づくりを 進めるほか、安らぎを感じることができる豊かな自然環境の保全活動を推進します。

#### (1)安心して外出できる快適な環境の整備

- ・児童遊園地等設置・管理運営事業の推進 ・道路の維持管理
- ・豊かな自然環境の保全と活用
- ・防犯灯の整備促進

- ・公営住宅への優先入居の促進

## 目標事業量

項目	現状(平成 16 年度)	目標数値(平成21年度)	
基本目標 1 .地域における子育て・子育ちの支援【地域で子育て】			
地域子育て支援センター事業			
(設置か所数)	4 か所	6 か所	
ファミリー・サポート・センター事業			
(設置か所数)	0 か所	1 か所	
保育サポーターの養成・配置			
(養成・配置人数)	0 名	50 名	
つどいの広場事業(設置か所数)	0 か所	2 か所	
ひとり親家庭に対応する相談員数	3名	現状維持	
	2,495 名	2,467 名	
通常保育事業(定員数、設置か所数)	28 か所	28 か所	
   延長保育事業(定員数、設置か所数)	89 名	150 名	
是这体育事来(	8 か所	10 か所	
   一時保育事業(定員数、設置か所数)	18 名 / 1 日	35 名 / 1 日	
·····································	4 か所	5 か所	
   特定保育事業 ( 定員数、設置か所数 )	0名/1日	16 名 / 1 日	
13CMAFX (CAM DEISTIM)	0 か所	2 か所	
   休日保育事業(定員数、設置か所数)	0 名	20 名	
	0 か所	2 か所	
乳幼児健康支援一時預かり事業	4名/1日	8名/1日	
【病後児保育・施設型】(定員数、設置か所数)	1 か所	2 か所	
子育て短期支援事業	8名/1日		
【ショートステイ事業】(定員数、設置か所数)	2 か所	現状維持	
放課後児童健全育成事業	526 名	690 名	
(定員数、設置か所数)	21 か所	23 か所	
要保護児童対策地域協議会の設置	未設置	1 か所	
子育てマップの作成(配布年度)	未実施	平成 18 年度を目処に実施	

項目	現状(平成 16 年度)	目標数値(平成21年度)
基本目標1.地域における子育て・子育ちの支援【地域で子育て】		
防犯指導の実施	36 回	72 回
防犯器具の貸与数	3,351 個	5,000 個

基本目標 2 . 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】		
育児支援家庭訪問事業	要望に応じて保健師等が訪問	保健師に加え、保育士 による派遣を行い、事 業の拡充を図る
乳幼児健診の受診率	89.4%	100.0%
地域における性に関する正しい知識の		
普及(開催回数)	22 回	30 回
かかりつけの小児科医を持つ親の割合	93.3%	100.0%

基本目標 3 . 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】		
家庭教育学級・講座の開催	70 回	100 回
親子による交流・自然体験学習の開催	30 回	50 回

基本目標4.子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】		
防犯灯の整備(設置件数)	9,656 件	10,200 件

事業の頭にある「」印は、国が指定している特定14事業の一部を示します。

西条市次世代育成支援対策推進行動計画 子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

(概 要 版)

発 行:西条市

発行年月:平成17年3月